

項目		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	水質基準等
気	温 (°C)	19.2	28.7	14.2		
水	温 (°C)	19.5	27.7	18.8		
定期水質検査結果(7か所)						
1	一般細菌(個/mL)	0	0	0		1mL中集落数が100以下であること
2	大腸菌(定性)	不検出	不検出	不検出		検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003		0.003mg/L以下であること
4	水銀及びその化合物(mg/L)	<0.00005	<0.00005	<0.00005		0.0005mg/L以下であること
5	セレン及びその化合物(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L以下であること
6	鉛及びその化合物(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L以下であること
7	ヒ素及びその化合物(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L以下であること
8	六価クロム化合物(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002		0.02mg/L以下であること
9	亜硝酸態窒素(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004		0.04mg/L以下であること
10	シアン化物イオン及び塩化シアン(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L以下であること
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(mg/L)	0.34	0.39	0.33		10mg/L以下であること
12	フッ素及びその化合物(mg/L)	0.11	0.10	0.10		0.8mg/L以下であること
13	ホウ素及びその化合物(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02		1.0mg/L以下であること
14	四塩化炭素(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002		0.002mg/L以下であること
15	1,4-ジオキサン(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		0.05mg/L以下であること
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002		0.04mg/L以下であること
17	ジクロロメタン(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		0.02mg/L以下であること
18	テトラクロロエチレン(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L以下であること
19	トリクロロエチレン(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L以下であること
20	ベンゼン(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L以下であること
21	塩素酸(mg/L)	0.06	0.17	0.08		0.6mg/L以下であること
22	クロロ酢酸(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002		0.02mg/L以下であること
23	クロロホルム(mg/L)	0.009	0.017	0.006		0.06mg/L以下であること
24	ジクロロ酢酸(mg/L)	0.003	0.008	0.002		0.03mg/L以下であること
25	ジブromクロロメタン(mg/L)	0.003	0.003	0.003		0.1mg/L以下であること
26	臭素酸(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		0.01mg/L以下であること
27	総トリハロメタン(mg/L)	0.018	0.029	0.015		0.1mg/L以下であること
28	トリクロロ酢酸(mg/L)	0.005	0.010	0.004		0.03mg/L以下であること
29	ブromジクロロメタン(mg/L)	0.007	0.009	0.005		0.03mg/L以下であること
30	ブromホルム(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001		0.09mg/L以下であること
31	ホルムアルデヒド(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005		0.08mg/L以下であること
32	亜鉛及びその化合物(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02		1.0mg/L以下であること
33	アルミニウム及びその化合物(mg/L)	0.03	0.04	<0.02		0.2mg/L以下であること
34	鉄及びその化合物(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03		0.3mg/L以下であること
35	銅及びその化合物(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02		1.0mg/L以下であること
36	ナトリウム及びその化合物(mg/L)	7.2	7.2	6.9		200mg/L以下であること
37	マンガン及びその化合物(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005		0.05mg/L以下であること
38	塩化物イオン(mg/L)	9.6	9.0	8.6		200mg/L以下であること
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)(mg/L)	20.4	20.5	19.6		300mg/L以下であること
40	蒸発残留物(mg/L)	44	52	52		500mg/L以下であること
41	陰イオン界面活性剤(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02		0.2mg/L以下であること
42	ジオキシシン(mg/L)		0.000002			0.0001mg/L以下であること
43	2-メチルイソボルネオール(mg/L)		0.000002			0.0001mg/L以下であること
44	非イオン界面活性剤(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005		0.02mg/L以下であること
45	フェノール類(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005		0.005mg/L以下であること
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)(mg/L)	0.49	0.66	0.45		3mg/L以下であること
47	pH値	7.4	7.5	7.5		5.8以上8.6以下であること
48	味	異常なし	異常なし	異常なし		異常でないこと
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし		異常でないこと
50	色度(度)	<0.5	<0.5	<0.5		5度以下であること
51	濁度(度)	<0.1	<0.1	<0.1		2度以下であること
毎日水質検査(4か所)						
1	色	異常なし	異常なし	異常なし		異常でないこと
2	濁り	異常なし	異常なし	異常なし		異常でないこと
3	消毒の残留効果(遊離残留塩素)(mg/L)	0.46	0.44	0.46		0.1mg/L以上(衛生上の措置)

注1

注1

注1

注2

注2

注1

注1

注1) これらの項目は、浄水場から蛇口の間で量に変化しないため、広島県瀬野川浄水場出口での結果を載せています。

注2) これらの項目は、発生時期に月1回の頻度で検査しています。